

「中小企業等経営強化法」に係る

固定資産税（償却資産）課税標準の特例について

中小企業等経営強化法に規定する「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者等が、計画に従って設備を取得した場合、資産を取得した年の翌年度から課税標準の特例が適用されます。

特例措置を受けるためには、税務課（天童市役所 1 階 9 番窓口）まで、下記掲載の「特例申告に必要な書類」をご提出ください。

【対象者】

- ・資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主

ただし「みなし大企業（※）」は、たとえ資本金が 1 億円以下でも対象外となります。

※同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円を超える法人または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人を超える法人）に発行済株式または出資の総数または総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人

※ 2 以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人

【対象資産】

次の要件を全て満たす先端設備等が特例の対象となります。

- （1）生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること
- （2）年平均の投資利益率が 5% 以上となることが見込まれること
- （3）下表の要件を満たすもの

資産の種類	最低取得価格 (1基、1台あたり)	販売開始時期	資産の取得時期
・機械及び装置	160万円以上	指定なし	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
・測定工具及び検査工具	30万円以上	指定なし	
・器具備品	30万円以上	指定なし	
・建物附属設備	60万円以上	指定なし	

<注意事項>

※中古資産は該当しませんので、ご注意ください。

※先端設備等については「先端設備等導入計画」の**認定後に取得することが必須**です。

【特例割合】

従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、より有利な特例割合が受けられます。

賃上げの表明	設備の取得時期	特例適用期間	特例率
無し	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	1/2(1/2軽減)
有り	令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間	1/3(2/3軽減)
	令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	1/3(2/3軽減)

【特例申告に必要な書類】

- ① 中小企業等経営強化法に係る固定資産税（償却資産）課税標準の特例申告書
（申告書様式は、天童市ホームページからダウンロードできます）
- ② 先端設備等導入計画の申請書の写し
- ③ 先端設備等導入計画の認定書の写し
- ④ 認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書

※リース会社が申告する場合は、上記①～④に加えて

- ⑤ リース契約書の写し
- ⑥ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

※賃上げ方針を表明する場合は、上記①～④に加えて

- ⑦ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

<根拠条文>

地方税法附則第15条45項

中小企業等経営強化法や先端設備等導入計画の詳細につきましては、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

天童市で策定する導入促進基本計画については、天童市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.tendo.yamagata.jp/>

天童市 総務部税務課 固定資産税係
〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号
TEL. 023-654-1111 内線 777、778